



北谷町宿泊税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年2月**25**日

北谷町長 渡久地 政夫

北谷町規則第 **7** 号

北谷町宿泊税条例の施行期日を定める規則

北谷町宿泊税条例(令和8年条例第7号)の施行期日は、令和9年2月1日とする。